

2017～2019年に人道上の配慮により在留を認められた者が、  
政府の改正法案「補完的保護」の枠組みで庇護されるか否か

年	決定	事例	分類	事案の概要	判断のポイント		政府案の場合		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2019	不認定 &人道配 慮	1	紛争待避機会	申請者は、本国において、戦争が起きて いることから、帰国することができないと して難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、本国の治安情勢に対 する不安を述べているにすぎず、申請者に 係る個別具体的な迫害事情は特段見受けら れないことから、申請者の主張は、難民条 約上のいずれの迫害の理由にも該当しない として「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、本国では、数年にわたり内戦が続いているところ、政府 軍の支配地域においては、治安が大きく改善した旨の報告がある一方、武装勢力による民間 人の殺害等の人権侵害が横行しており、これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力 と衝突したり、互いの利益をめぐり戦闘を行っているとの報告もあり、いまだその治安情 勢が安定したとは言い難いこと、政府軍の支配地域以外においても、同様の人権侵害が横 行していることに加え、反体制派の拠点である一部の地域では、現在も戦闘が継続してい る旨の報告があることから、申請者が帰国した場合、戦闘に巻き込まれ、武装勢力によ る人権侵害の対象とされる可能性を否定できず、人道上の観点から我が国での在留を認 める必要があると判断された。	⇒庇護なし。送還 を余儀なくされ る。	条約上の理由のほかの要件 を満たしていない。入管庁 の解釈では、「可能性を否定 できない」程度では、迫害を 受ける十分な危険があると は評価されない。	
2019	不認定 &人道配 慮	2	紛争待避機会	申請者は、本国において、勤務していた 会社の同僚と反政府勢力であるAとの間で トラブルがあったところ、Aのメンバーが 逮捕されたため、申請者が警察に告発した と疑われ、Aから、逮捕されたメンバーの 解放を求めて警察に働きかけなければ危害 を加える旨脅迫されたことから、帰国した 場合、Aから殺害されるおそれがあるとし て難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、トラブルの当 事者である同僚は通常どおり勤務を継続し ており、トラブルの現場に居合わせなかつ た申請者が執拗に追跡されるというのには わかには信じ難いことから、申請者の申立 てには疑義があること、仮に申請者の申立 ての一部が事実であるとしても、申請者 は、上記事情後も本国で生活しており、そ の間Aから危害等を加えられたことはない ことから、条約難民の要件である迫害を受 けるおそれがあるとは認められないとして 「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、 <u>本国政府と反政府勢力との間で内戦 が続き、本国情勢は非常に不安定かつ流動的となっており、国連機関からも、本国への 送還を中止するよう勧告がなされている</u> ことから、こうした状況が改善するまでの間、 申請者に対して人道上の観点から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒庇護なし。送還 を余儀なくされ る。	条約上の理由のほかの要件 を満たしていない。	
2019	不認定 &人道配 慮	3	その他の本国 事情	申請者は、本国において、組織Aのメン バーから個人的に好意を持たれて強姦され た上、被害を口外したり、警察や裁判所に 訴えたら殺害する旨の脅迫を受けたことか ら、帰国した場合、上記メンバーに殺害さ れるおそれがあるとして難民認定申請を 行ったものである。	申請者の申立ては、 <u>男女間のトラブル</u> を理由として、強姦被害を受けたというも のであり、 <u>難民条約上のいずれの迫害の理由 にも該当しない</u> として「不認定」とされ た。	しかし、出身国情報によれば、本国では、 <u>女性に対する暴力が蔓延しており、強姦事 件に関する警察、司法制度がぜい弱であると認められ、申請者が強姦被害に関し、本国 政府から保護や救済措置を受けることは現実的には困難である</u> ことから、申請者に対し て人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒補完的保護	迫害を受ける十分な危険が あるが条約上の理由がない ことで、難民不認定とされて いる。	難民に認定されて いるべき事案
2019	不認定 &人道配 慮	4	本邦事情	申請者は、A教徒であり、本国におい て、B教徒の女性と交際していたところ、 当該女性の関係者であるB教徒から暴行及 び脅迫を受けたことから、帰国した場合、 B教徒から迫害を受けるおそれがあるとし て難民認定申請を行ったものである。	出身国情報によれば、本国政府当局が私 人による違法行為を取り締まっていること が認められる。申請者の申立てによれば、 申請者の主張する迫害主体は、特定のB教 徒であるところ、上記国情に照らせば、本 国政府当局が私人による違法行為を放置、 助長するような特別な事情があるとは認め ないことから、条約難民の要件である <u>迫害 を受けるおそれがあるとは認められない</u> として「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、その婚姻経緯や生活状況に関する夫 婦の供述内容は概ね一致しており、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をし ていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継 続性が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断 された。	⇒在特申請で在 特の見込み	家族生活の権利(日本人の 実子)に拠る保護	
2019	不認定 &人道配 慮	5	本邦事情	申請者は、2回目の難民認定申請である ところ、前回の難民認定手続と同様に、本 国において、民族Aであるため、民族Bか ら暴行されたこと、政党間の衝突事件が発 生した際、無関係であるにもかかわらず、 警察官に連行され暴行を受けたことから、 帰国した場合、本国政府から迫害を受ける おそれがあるとして難民認定申請を行った ものである。なお、申請者は、今回の難民 認定申請において、組織Bが民族Aを狙っ て爆弾事件を起こしており、また、本国政 府が組織Cを攻撃し、民族Aを含む多くの 人々が殺害されていることから巻き込まれ るおそれがあることを申し立てている。	申請者の申立ては、 <u>前回の難民認定申請 における申立てと同旨</u> であり、難民該当性 は認められない。また、申請者は、今回の 難民認定申請において、戦闘に巻き込まれ たり殺害されるおそれがあるとして主張す るもの、当該事情は、本国の治安情勢に対 する不安を述べているにすぎず、申請者に 係る個別具体的な迫害事情は特段見受けら れないことから、 <u>難民条約上のいずれの迫害 の理由にも該当しない</u> として「不認定」と された。	しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、その婚姻経緯や生活状況に関する夫 婦の供述内容は概ね一致しており、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をし ていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継 続性が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断 された。	⇒庇護なし。送還 を余儀なくされ る。	家族生活の権利(日本人の 実子)に拠る保護の対象に なるべきだが、法案の規定 では在特申請をする資格が ない。	
2018	不認定 &人道配 慮	1	紛争待避機会	申請者は、宗教AのB派を信仰してい るところ、本国において、政府の関係者の大 半は宗教AのC派や宗教Dを信仰してお り、宗教AのB派を信仰する者は嫌がらせ を受けることから、帰国した場合、本国政 府から迫害を受けるおそれがあるとして難 民認定申請を行ったものである。	出身国情報によれば、本国において、B 派を信仰する者はA教徒の約7割を占めて いることが認められる。 申請者の申立てによれば、申請者は、こ れまでB派を信仰していることを理由に本 国政府から危害を加えられたことはない 上、自己名義旅券の発給を受けて問題なく 本国を出国していること、また、上記国情 も踏まえれば、条約難民の要件である <u>迫害 を受けるおそれがあるとは認められない</u> として「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、本国では、 <u>内戦が続いており、内戦の激戦地であった 地域が政府軍によって制圧され、激しい戦闘は収まったものの、いまだ戦闘は継続して おり、不安定な情勢は変わっておらず、治安が改善する見通しが立っていない</u> と認めら れる。また、 <u>国連機関からも国情が安定するまでは本国への送還を中止するよう勧告 がなされている</u> ことから、こうした状況が改善するまでの間、人道上の観点から我が国で の在留を認める必要があると判断された。	⇒庇護なし。送還 を余儀なくされ る。	条約上の理由のほかの要件 を満たしていない。	

2017～2019年に人道上の配慮により在留を認められた者が、  
政府の改正法案「補完的保護」の枠組みで庇護されるか否か

年	決定	事例	分類	事案の概要	判断のポイント		政府案の場合		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2018	不認定 &人道配慮	2	紛争待避機会	申請者は、宗教AのB派を信仰しているところ、本国において、宗教AのC派の武装組織であるDが勢力を広げており、地元がDの攻撃を受けた際、経営していた店を襲撃されたことから、帰国した場合、Dに殺害されたり、内戦に巻き込まれて命を落とすおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、申請者が経営していた店がDから襲撃を受けたというものの、 <b>申請者の店が個別に標的とされたわけではない上、他に申請者がDから特別に標的とされるような事情があるとも認められない</b> ことから、条約難民の要件である <b>迫害を受けるおそれがあるとは認められない</b> として「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、本国では、本国政府と反政府勢力との間で内戦が続き、全土で治安及び人道状況は著しく悪化していることが認められることに加え、申請者は、E国等で一定期間居住していたものの、安定的な在留上の地位を得ていたわけではなく、申請者が現在もE国等から庇護を受けられる状況にあるとは言い難いことから、帰国した場合、 <b>内戦に巻き込まれる可能性を否定できず</b> 、こうした状況が改善するまでの間、人道上の観点から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒ <b>庇護なし。送還を余儀なくされる。</b>	条約上の理由のほかの要件を満たしていない。入管庁の解釈では、「可能性を否定できない」程度では、迫害を受ける十分な危険があるとは評価されない。	
2018	不認定 &人道配慮	3	その他の本国事情	申請者は、本国において、テロが多発していること、本国政府による過激派組織Aの掃討作戦が行われていることから、帰国した場合、テロやA掃討作戦に巻き込まれるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、 <b>申請者に係る個別具体的な迫害事情は特段見受けられない</b> ことから、申請者の主張は、条約難民の要件である <b>いずれの迫害の理由にも該当しない</b> として「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、申請者の出身地であるBでは、依然としてAによるテロ事件が多発しており、危険な地域であると認められる上、Bなどの紛争地域から逃亡した者は、他の地域への受け入れを制限されている状況が認められることから、 <b>且出身である申請者が帰国した場合、Aによるテロに巻き込まれる可能性が否定できず</b> 、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒ <b>庇護なし。送還を余儀なくされる。</b>	条約上の理由のほかの要件を満たしていない。入管庁の解釈では、「可能性を否定できない」程度では、迫害を受ける十分な危険があるとは評価されない。	B出身者として、難民に認定されているべき事案
2018	不認定 &人道配慮	4	その他の本国事情	申請者は、本国において、NGOが所有するA財団のメンバーとして読み書きのできない女性に対する教育活動を行っていたところ、それが反政府武装組織に知られ、脅迫を受けたことなどから、帰国した場合、反政府武装組織から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、本国で居住していた特定地域において、反政府武装組織の脅威があるというものであり、 <b>上記地域以外の地域への避難可能性が認められる</b> ことなどから、条約難民の要件である <b>迫害を受けるおそれがあるとは認められない</b> として「不認定」とされた。	出身国情報によれば、本国では、女性は法律、経済の両面で差別に直面しており、特に離婚女性は家族から排斥されるため、法的保護を含む支援を受けられないことが多いとされている。他方で、依然として、反政府武装組織による女子教育への侵害が行われており、教育機関等を狙ったテロ事件が発生していることが認められる。 申請者は、同国人夫との間に3人の子をもうけたが、同夫とは離婚状態にあり、申請者が自活しながら3人の就学児童を監護養育する必要があるところ、上記の国情に照らせば、子とともに帰国した場合、申請者に本国での教職経験があるとしても、再び教師として安定した雇用機会が得られるとは限らず、 <b>申請者が必要な支援を受けて3人の子を十分に養育できるだけの生活環境を整えることができるとは言い難い</b> ことから、こうした状況が改善されるまでの間、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒ <b>庇護なし。送還を余儀なくされる。</b>	条約上の理由のほかの要件を満たしていない。おそれられている危害は、「非人道的な取扱い」に相当するものであって、自由権規約上の保護の対象であるが、入管庁の解釈では、「迫害」には相当しない。	シングルマザーとして、難民に認定されているべき事案
2018	不認定 &人道配慮	5	その他の本国事情	申請者は、母が難民であるから、自身も難民であるとして難民認定申請を行ったものである。	母が条約難民に該当するとは認められないことから、申請者についても、条約難民に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。	出身国情報によれば、本国では、女子教育へのアクセスが制限・欠如していることに加え、反政府武装組織による女子教育への侵害が行われており、教育機関等を狙ったテロ事件が発生していることが認められる。 他方、子女である申請者は幼少期に来日してから約10年余り本邦に在留し、本邦の教育機関において義務教育を修了した者であるから、その人格は本邦の社会環境や教育環境によって形成されてきたというべきであり、 <b>本邦への定着性が認められる</b> 。 これらの事情を総合的に勘案すれば、申請者が <b>帰国した場合に被る不利益は深刻かつ重大である</b> というべきであり、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒ <b>在特申請で在特の見込み</b>	子どもの最善の利益、私生活の権利に拠る保護	
2018	不認定 &人道配慮	6	本邦事情	申請者は、前回の難民認定手続と同様に、本国において、父の遺産を狙う者から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、 <b>前回の難民認定申請における申立てと同旨</b> であることから、難民該当性が認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、日本人と婚姻しており、その婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致し、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、 <b>婚姻の安定性・継続性</b> が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒ <b>庇護なし。送還を余儀なくされる。</b>	家族生活の権利(日本人配偶者、日本人実子)に拠る保護の対象になるべきだが、法案の規定では在特申請をする資格がない。	
2018	不認定 &人道配慮	7	本邦事情	申請者は、前回の難民認定手続と同様に、本国において、政党Aのメンバーとして活動していたところ、本国の大統領選挙の際、政党Bが派遣した軍隊や警察に催涙ガスなどを撒かれたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、 <b>前回の難民認定申請における申立てと同旨</b> であることから、難民該当性が認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、日本人と婚姻しており、その婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致し、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、 <b>婚姻の安定性・継続性</b> が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒ <b>庇護なし。送還を余儀なくされる。</b>	家族生活の権利(日本人配偶者、日本人実子)に拠る保護の対象になるべきだが、法案の規定では在特申請をする資格がない。	
2017	不認定 &人道配慮	1	紛争待避機会	申請者は、本国の民兵検問所において、外国人の民兵と思われる者らから、身柄を拘束されて、連れ去られた上、暴行を受けたことから、帰国した場合、同様の被害に遭うおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、 <b>民兵と思われる者らの目的は、金銭の収奪にあったと考えられる</b> ことから、申請者の主張は、条約難民の要件である <b>いずれの迫害の理由にも該当しない</b> として「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、内戦の激戦地が政府軍により制圧されて激しい戦闘は収まったものの、いまだ本国政府と反政府勢力との間の戦闘は継続しており、治安が改善する見通しが立っていないことから、 <b>帰国した場合、政府軍と反政府勢力による戦闘に巻き込まれる可能性が否定できず</b> 、こうした争いが収束するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒ <b>庇護なし。送還を余儀なくされる。</b>	条約上の理由のほかの要件を満たしていない。入管庁の解釈では、「可能性を否定できない」程度では、迫害を受ける十分な危険があるとは評価されない。	

2017～2019年に人道上の配慮により在留を認められた者が、  
政府の改正法案「補完的保護」の枠組みで庇護されるか否か

年	決定	事例	分類	事案の概要	判断のポイント		政府案の場合		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2017	不認定 &人道配慮	2	その他の本国事情	申請者は、本国において、軍人らに強姦され、当該軍人の子を妊娠し、出産したこと、本国は治安が悪く安全ではないことから、帰国した場合、再び軍人から強姦されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、当該強姦事件は偶発的に生じたものと認められることから、申請者の主張は、条約難民の要件である「いずれの迫害の理由にも該当しない」として「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、家長主義の下、女性に対する差別や暴力が一般的であると認められ、申請者のような男性家族などのサポートを受けることができない女性の国内での移住が現実的ではない上、軍人により強姦され、当該軍人の子を出産したという特有の事情の結果として、移住先において、さらなる人権侵害のおそれを高める要因にさらされる可能性も否定できないことから、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒補完的保護		男性家族のサポートがない女性として、難民と認定されているべき事案
2017	不認定 &人道配慮	3	その他の本国事情	申請者は、少数民族Aであることなどから、帰国した場合、本国政府当局に逮捕されるなどの迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	出身国情報によれば、少数民族であることのみをもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、申請者が来日するまで生活していた本国のB州においては、政府軍が反政府勢力への攻勢を強め、数千人の避難民が発生し、不安定な状況にあることなどが認められ、帰国した場合、B州で生活することとなり、同州で、政府軍と反政府勢力の戦闘に巻き込まれ、命の危険に関わる状況に陥る可能性を否定できないことなどから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒庇護なし。送還を余儀なくされる。	条約上の理由のほかの要件を満たしていない。入管庁の解釈では、「可能性を否定できない」程度では、迫害を受ける十分な危険があるとは評価されない。	
2017	不認定 &人道配慮	4	その他の本国事情	申請者は、本国において、居住していた地域の首長から、第三夫人として婚姻してもらいたい旨を言われ、これを断ったことから、帰国した場合、首長に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者が主張する迫害主体は、居住地域の首長であるところ、出身国情報によれば、本国では、憲法によって、女性の権利が保護され、本国政府による女性の権利向上や治安維持の取組が行われており、本国政府が首長関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、一夫多妻制の婚姻が相当数行われていることが認められ、また、申請者には頼りとなる親族がいないなどの事情から、帰国した場合、首長による支配を回避するための効果的な措置を受けるのは相当困難であると考えられ、首長から精神的抑圧を長期にわたり受ける可能性があることから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒庇護なし。送還を余儀なくされる。	条約上の理由のほかの要件を満たしていない。	親族のサポートがない女性として、難民と認定されているべき事案
2017	不認定 &人道配慮	5	その他の本国事情	申請者は、少数民族Aであり、本国において、政府と対立関係にある民族Aの軍事組織であるBの軍事訓練を受けたこと、来日後、民族Aの支援組織Cで反政府活動を行っていること、また、Bから本国の家族に対して申請者に対する召集状が届いたことから、帰国した場合、本国政府に身柄を拘束されるおそれがあるほか、Bから徴募されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、Bの軍事訓練に参加したことについて本国政府関係者から何ら言及されたことはないこと、来日後のCでの活動は、一般会員としての範囲にとどまること、Bから強制的又は執拗に召集を受けた状況もうかがえないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、政府軍とBとの間の戦闘が終結しておらず、Bによる民族Aに対する召集や軍事訓練が引き続き行われているところ、申請者の本国の生活基盤が戦闘地域にあり、家族がBと密接な関係にあることなどから、帰国した場合、政府軍とBとの衝突に巻き込まれる可能性は否定できず、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒庇護なし。送還を余儀なくされる。	条約上の理由のほかの要件を満たしていない。入管庁の解釈では、「可能性を否定できない」程度では、迫害を受ける十分な危険があるとは評価されない。	難民と認定されているべき事案。「家族がBと密接な関係にあることなどから」危害を受ける可能性があるならば、因果関係があり、条約上の理由があるというべき。
2017	不認定 &人道配慮	6	本邦事情	申請者は、本国において、友人の誕生日パーティーの際に、参加者同士がけんかとなり、友人が刃物で刺されたところ、被害者の友人の家族から犯人を尋ねられて答えため、後日、犯人から殺害脅迫を受けたことから、帰国した場合、犯人に殺されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の主張は、傷害事件の目撃を理由として、犯人に殺されるかもしれないというものであるから、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、日本人と婚姻しており、婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致し、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性も認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒在特申請で在特の見込み	家族生活の権利(日本人配偶者、日本人実子)に拠る保護	

全18件のうち7割強（13件）も庇護されない！！

参照：法務省入国管理局「人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント」（報道発表資料「平成30年における難民認定者数等について」添付資料「難民として認定した事例等について」）  
法務省入国管理局「人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント」（報道発表資料「令和元年における難民認定者数等について」添付資料「難民として認定した事例等について」）